

平成27年12月10日（木）

（午後3時35分 再開）

○議長（中本正人君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、議案審議を行います。

日程第48 議案第33号 公の施設の指定管理者の指定について

○議長（中本正人君）日程第48 議案第33号 公の施設の指定管理者の指定について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

17番 井上君。

○17番（井上勝彦君）別に簡単なことやけど、議案第33号でしたかな。これ、これでええんかどうかわかりませんかやけど、契約の内容で、橋本市長平木哲朗と市長の名前が入ってあって、指定管理者に指定する団体となっておるんやけど、財団法人橋本市文化スポーツ振興公社と、公社やけど、代表の理事長の名前入ってないんやけど、これはこれで誰って公社の皆と契約したということになるんですか。公社の中の人に、全部に。市長は代表入ってんのやけど、それはそれで代表理事長森本さんの、代表者の名前入ってないんやけど、契約するときはスポーツ振興公社というのは、皆と市長と契約するということになるんですかな。

○議長（中本正人君）17番 井上議員、議案提出者の名前で市長の名前が入ってるん違うんかな。議案の提出者の名前で。よろしいですか。

17番 井上君。

○17番（井上勝彦君）そしたら、それは一応代表者の名前がないんですけど、提出者はおも

ろん市長ですけども、そのスポーツ振興公社という方に、要するに、その方に指定をするということで、団体の代表者の名前がありませんねん。ちょっと見てもうたらわかりますけど。ほんで、職員も含めて公社の皆さんに管理者として指定をするんだなということを知っておるんですけど。

○議長（中本正人君）副市长。

○副市长（森川嘉久君）指定管理者につきましては、厳密に言いますと契約ではございません。個人はこれ、対象にならないわけですが、団体は指定するという形になっておりますので、団体名をこういう形に入れていただいて、どこの団体が指定管理者になっておるかということをはっきりさせていただいて、それで一応問題はないというふうに考えております。

申請書等は、もちろん議員ご指摘のとおり、代表者名も入った形で指定候補者の申請書類はいただいておりますし、事業計画についてもいただいておりますので、その辺、どなたが代表者であるかというのとはわかっておりますけども、あくまでもここへは、議案としては、受ける団体について表示すればよいということになっておりますので、そういう形で議案を上げさせていただいております。

○議長（中本正人君）17番 井上君。

○17番（井上勝彦君）私はおぼろげにわかっておりますからよろしいんですけども、橋本市文化スポーツ振興公社、指定管理者に指定する団体等と。指定管理者、要するに代表者ということで、33年3月31日までということになっておるんですけども、指定管理者として、市長がこの団体に公の施設を管理していただくということをお任せするわけなんです

けども、33年3月31日までの契約の時点では、団体と市長との契約になるんじゃないかと、理事長の名前入るんですか。そのときは。

○議長（中本正人君）副市長。

○副市長（森川嘉久君）あくまでもこれは契約ではございません。指定でございまして、選定をした結果、どの団体をということになるわけでございますけども、文化スポーツ振興公社につきましても、公益財団法人でございますので、契約の場合も、法人の代表者はおるわけでございますけども、あくまでも法人というのは法人格でございますので、契約の対象者になるということでございますし、これはあくまでも指定管理者でございますので、団体名を表示させていただいたらいというふうに考えております。

ただし、審議の中で代表者等が必要であれば、ご質問いただいたら、それはお答えをさせていただくことになるかと思えますし、その法人の性質について、信頼のおける団体かどうかというご質問でございましたら、そこは詳しくご質問があるようでしたらお答えをさせていただけると思えます。

代表は理事長の森本國昭でございます。

○議長（中本正人君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第33号については、文教厚生委員会に付託いたします。

日程第49 議案第34号 調停について

○議長（中本正人君）日程第49 議案第34号 調停について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番 高本君。

○7番（高本勝次君）ぜひとも聞いていただ

きたいんですが、今回、この調停が起こったことについて、すごく残念な結果になりましたが、私は再生可能自然エネルギーについて、本当に大いに進めていかなくてはいけないという気持ちでおります。和歌山県でもこれを推進していくために、目標値も持ってやっておるように聞いております。

本市でも、この取り組みを大いにこれから進めていっていただきたいと思うことで、ちょっと意見を申し上げたいんですが、再生可能自然エネルギーのベンチャー企業も本当に出ているように聞いております。若い人たちが企業を立ち上げて、全国的にベンチャー企業を起こしているようなことを聞いております。

そういう意味で、本市でも企業誘致に積極的に、この再生可能エネルギーのベンチャー企業を大いに調べながら誘致してほしいなど、すごくそういう気持ちでおるんです。

私も、日頃から自然エネルギーを大いに進めていくことについて、ものすごく関心を持っておる立場でございます。そういう意味で、これからも地元経済発展にもつながるし、雇用促進を進めていくためにも、今回この件が起こりましたけども、引き続き取り組んでいく気持ち、あるのかなというすごく心配もあって、この件が起こったのでね。だから、すごくこれから消極的になるんじゃないかなと思って気になってるんです。

本当に和歌山県全体で、私は2年前にある本を買ったんですけども、そこでは全国の市町村、それと全国の都道府県の再生可能自然エネルギーの稼働率、どれだけ発電しているかという指標が出てました。全国調査が載ったのを見たんですけども、やっぱり和歌山県は遅れてます。ある意味では、和歌山県は自然エネルギーに恵まれていると、そういう自

然エネルギーを活用する条件が、環境がたくさん、山あり海あり川ありということで、大いに研究しながら大いに進めていくべきやとすごく日頃から思ってるんです。私の友人も、そういったことで関心を持っての方が多いんです。

そういう意味で、本市でも意識的にベンチャー企業も調べながら、大いにそういった人たちが、今あいている企業誘致のところに進めていただきたいというのをものすごく思っているのです、そういう意味で本市のお考え、今回これ、こりずに大いに進めていくということをおっしゃっていただきたいなと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（中本正人君）企画部長。

○企画部長（北山茂樹君）ちょっと勘違いされている部分があるのかなと思います。

今回の調停によりまして、この事業をやめるではありません。今の事業を継承して、引き続いてやっていただいて、地球の温暖化防止、それから昨今の電力不足、それから市の歳入の確保という面で、今後も続けてやっていきたいというための調停でございますので、どうぞご理解をお願いします。

○議長（中本正人君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）部長おっしゃったことは重々わかって質問を、意見を言わしてもうたんで、それはもう十分わかっています。次の、この何か書いてますけども、これから、今後大いに進めていくという意味を示していただきたいなと思っただけでございます。

○議長（中本正人君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）高本議員の質問にお答えします。

確かに、自然の再生エネルギーを使うということは、非常に有意義だとは思っています。ただ、今の国の動きを見ますと、関西電力

はそうでもなかったと思うんですけども、他の電力会社においては、太陽光発電の電力を買わないというふうな動きもありまして、これも実際のところ、将来のエネルギー政策が右に振れたり左に振れたりをしてきてます。

やっぱり、ちょっとこれから見ていかなあかんのは、これからほんまに電力買い取りが関西電力でもしていただけるんか。四国電力も九州電力も沖縄電力も、たしか東北電力も北海道電力も、今、太陽光発電の電力の買い取りというのを停止しているように、私、記憶をしています。そういう国の政策をちょっと見ていかないと、これ以上進めることがいいのかということも十分配慮した上で、考えていかなあかんということになります。

で、太陽光発電の誘致については、企業誘致にはなりません。というのは、雇用が発生しませんので、なかなかそこを進めていくというのは難しいです。企業誘致の用地につきましても、残念ながら、いろんな皆さんのご協力のおかげで、ほぼ売り切ってしまうところまで来ておりますので、斜面についても、いろいろ誘致企業の皆さんにもご迷惑をおかけしておりますので、そういうことも含めて、ちょっとこれからの太陽光発電誘致については、国の動向も見ながら考えていきたいということで考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（中本正人君）ほかにありませんか。

17番 井上君。

○17番（井上勝彦君）ここで一点、お尋ねしておきたいと思います。

要するに自然エネルギー株式会社、黒澤さんという、これを撤退されて、それから橋本ソーラーの庄野さんですか、この方が後を引き継いでいくということで、橋本市の場合は、保証金、敷金等について、いくらもらってたと思うんですけども、それについては、

一応は黒澤さんという方とは、もう切れたということですか。ということになって、今、調停入ってるんですけども、その内容について、今後この土地を契約していくについて、和解案が出てくるだろうと思うんですけども、だいたい市としてこの保証金、敷金について、これから和解が進んでくるんですけども、業者というのは台湾の業者がかかわっておるわけでごさいます、ということでありまして、きちんと契約が今後できていくかどうか。橋本市にとって損害のないように、保証金、家賃、そういったものはできることになっていくかどうかというのを、ちょっとお聞きしておきたいと思えます。

○議長（中本正人君）企画部長。

○企画部長（北山茂樹君）今回、調停によりまして、橋本ソーラー社が引き継いでやっていただくということで調停が成立する運びとなったんですけども、市としても、自然エネルギー株式会社のそういうこともございましたので、途中でやめられるという可能性もあるということから、まず、保証金につきましては、前倒しで4,000万円をいただくということで調停に臨んでいます。その件については、4,000万円を前倒しで払うということでは契約はしないということにしておりまして、万が一、橋本ソーラー社がやめても、その物件が残るんですけども、その物件を撤去するのにだいたい4,000万円ぐらいでできると思えますので、市としてはそれに対して損害を被ることはございません。

○議長（中本正人君）17番 井上君。

○17番（井上勝彦君）私は、せっかく自然エネルギーという、ソーラー発電ですか、それが橋本市に来ましたので、できれば一日も早く稼働することが目的としては大事、いいと思っておるんですが、いろいろあって、稼働

もしないで今まで来た。近所の人にも大分ご迷惑かけてきたということもあって、私もいろいろ近所の人からの声も聞いておりましたが、それによって今調停をされて、和解案が出されて、市としては、今ある物を相手側が仕上げで売電をしていくということは一つだろうと思うんですけども、それと同時に、万が一、橋本ソーラーが続けていけないということになったら、今の話では4,000万円を前倒しで保証金として橋本市へ入れていただいて、積み立てておくと。それで、もし万が一のときには、市が損をしないように、撤去費用としてその積立金を使うということで確認しておいたらよろしいですか。ほぼ。

○議長（中本正人君）企画部長。

○企画部長（北山茂樹君）積立金じゃなしに預託金として市が預かるということで、万が一やめられた場合は、その4,000万円で、その費用でもって市が施設を撤去するということになろうかと思えます。

○議長（中本正人君）ほかにありませんか。

1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）こういう結果になったというか、その原因と反省点、どういうふうに感じておられますか。

○議長（中本正人君）企画部長。

○企画部長（北山茂樹君）長い経緯もちょっとお話ししないと、なかなかわかってもらえんかなと思いますので、ちょっとここまでに至った経緯を説明させていただきますと、すぐ長くなりますけども、ご了承願います。

これは、まず話が出てきたのは平成23年です。自然エネルギー社から市に対して、小峰台2丁目の、現在の法面に太陽光発電事業を実施したいということで問い合わせがございました。その後、市の内部のほうで協議をした結果、平成24年の8月10日に、当社と市において土地の賃貸借契約を締結いたしました。

それから26年4月に発電事業を開始すべく、平成25年10月に工事着手をされています。施設の工事中に、自然エネルギー社と下請け業者の間で、工事費の支払いでトラブルが発生したと。そのために工事が中断したということでございます。

それから、同時期に、市が誘致した企業から、光害、光の害ですね、まぶしいという光の害の苦情が市に寄せられました。これに対しましては、自然エネルギー社に対し光害対策を速やかに講じるよう指導した結果、暫定的にメッシュシートで覆うというような対策をしていただきましたけども、抜本的な対策になってございません。

で、その後におきましても光害対策、それからさらに雑草の繁茂という景観上の苦情も寄せられるようになりまして、さらに当事業者と協力事業者、これは橋本ソーラー社でございますけども、その2社の間でもトラブルが発生したと。その対応について、私どもも市の顧問弁護士のほうに相談をさせていただきました。その結果、当事業者、それから橋本ソーラー社の2社を相手に調停を申し立てるべきであるというご指導もいただきましたので、平成26年10月9日に、苦情の解決と発電事業の権利関係を整理をした上で、早期事業開始を求める調停を橋本簡易裁判所に申し立てを行っております。

それから、調停につきましては、平成26年12月1日に第1回目、それから27年の2月9日に第2回目、3月30日に第3回目を開催いたしまして、光害対策等に改善を要求したんですけども、改善されなかったということで、明け渡し訴訟等の法的手続きを進めることとし、27年の6月議会に訴訟の提起を提案させていただいて、可決をいただきました。

その後、訴訟の提起に向けて手続きを進める中で、相手方2社、自然エネルギー社と橋

本ソーラー社の2社から問題解決に向けて前向きな動きが出てまいりました。その結果、市の顧問弁護士とも相談・協議をさせていただいた結果、訴訟提起を一旦見合わせて、今まで継続してきた調停を続けるほうが解決の早道になるということ判断いたしました。本年11月2日まで、調停による解決策を協議してまいりました。

これまで7回の調停を経まして、市の主張、それから要求について、このたび相手方2社も了解し、成立する運びとなりましたので、今回の議会に調停について提案をさせていただいた次第でございます。

どこに原因があったかということでございますけども、振り返ってみますと、やはり一番最初の前段で、もう少し調査をすべきであったのではないかと。企業の内容も含めて、調査をすべきであったんではないかと思えます。その後のやり方ですけども、市といたしましては、弁護士、それから相手方2社に対してもいろいろ指導もやってまいりまして、訴訟の提起もやるということも踏まえてきましたので、その後の手続きについては、何ら問題はなかったと思っています。

○議長（中本正人君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）調査をすべきであって、それが不十分だったからこういう結果になったという話です。そしたら、今度の調停の相手方の一方である橋本ソーラー発電所株式会社、この調査は十分されましたか。もし、この調停、債務不履行になった場合には、一応どういふ解決方法を考えておられますか。

○議長（中本正人君）企画部長。

○企画部長（北山茂樹君）まず、橋本ソーラー社を十分調査したかということでございますけども、橋本ソーラー社が、これはもともと現在の自然エネルギー社の資金提供者でございます。同社の橋本ソーラー社のスポンサ

一企業というのがあるんですけども、これはジェネラルエネルギーソリューション、これは略すとGESというんですけども、これは台湾の企業でございます。このGES社は、太陽光発電のモジュールの生産ですとか、それから生産の請負、それからメガソーラー開発、それから、そのメガソーラー開発の設計、建設を実施している企業でございます、非常にメガソーラーに関してはノウハウを有してございます。それから、世界的に太陽光発電事業を展開してございます。資本金につきましても、約15億台湾ドルということでございますので、50億円ぐらいの資本金の会社でございます。それが、一応私どもの調べさせていただいたことでございます。

それから、もしその契約が不履行ということになったらということでございますけども、先ほども申し上げましたけども、まず、4,000万円の預託金を契約時に市のほうにいただくということにしておりますので、4,000万円を振り込んでいただければ契約が成り立たないということにしておりますので、4,000万円をとにかく振り込んでいただいたら、契約を粛々と進めていくということになります。万が一、途中でやめるということになっても、その4,000万円の保証金で施設の解体・撤去を、その費用でもって市がするということになりますので、市としては何ら損害を被るということにはならないと思います。

○議長（中本正人君）ほかにありませんか。

3番 杉本君。

○3番（杉本俊彦君）この問題に関しまして、安全確認はされておりますか。液晶パネルというのは、置いておくだけでも発電してまして、今、電気を垂れ流しの状態になっております。あれは、つなげたらつながって行って、そこに電気集約されますけれども、パネルを単体で置いておいても、あれ、放っておいた

ら太陽あたってるとで自家発電してるわけなんです。今もずっと。もし、万が一誰かが、子どもが入り込んで事故でも起こしたら、感電でもしたら、まあしないと思いますけれども、その辺の安全確認はされておりますか。

○議長（中本正人君）企画部長。

○企画部長（北山茂樹君）当施設の周辺全て金網を設置をさせていただいて、高さでいきますと約2m少しあると思いますけども、誰もが侵入できないということにしておりますので、不法侵入すれば別ですけども、子どもが入ったりということにはできないと思います。

○議長（中本正人君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第34号については、総務委員会に付託いたします。

日程第50 議案第35号 橋本市特別職給与条例等の一部を改正する条例について

○議長（中本正人君）日程第50 議案第35号 橋本市特別職給与条例等の一部を改正する条例について を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）それでは、本日追加提案させていただきました議案について、ご説明をさせていただきます。

議案第35号は、橋本市特別職給与条例等の一部を改正する条例についてであります。

これは、財政健全化に向けた取り組みとして、平成28年1月から当分の間、市長、副市長及び教育長の給料を月額10%減額するため、橋本市特別職給与条例及び橋本市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例

の一部を改正するものでございます。

以上、議案1件についてご説明申し上げます。

議員各位にはよろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中本正人君）市長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番 堀内君。

○12番（堀内和久君）お疲れのところ、申しわけないです。

端的に申し上げます。なぜ、いつまで、県下9市で市長の給料はどのぐらいですか。

よろしくをお願いします。

○議長（中本正人君）副市長。

○副市長（森川嘉久君）なぜという点でございますけれども、これにつきましては、今後、財政健全化計画ということで、総務委員会でもご説明をさせていただく予定でございますし、先日来、一般質問でもいろいろご質問をいただいておりますが、今の橋本市の財政状況につきまして、かなり厳しい状態でございます。それにつきまして、もちろん市長、特別職が責任もあるわけでございますし、一定、市民の皆さま方にも、これからいろんな形で緊縮財政にご協力をいただくということでございますので、ここはきちっとした形で管理者として一定の方向性を示して、身をもって緊縮財政に対処していくという理由で、ご提案をさせていただいております。

それから、県下の給与の状況ということでございますが、ちょっと手元に資料がございませんので、きちっとしたご答弁はできないんですけれども、人口規模のもちろん全然違う和歌山市、それから、田辺市等よりは下位でございますけれども、人口規模の小さいところ

の市よりは高いということで、現状はバランスの中にあるということでございます。

減額は今のところ、他の市においては、そういう措置は現状ではとっておらなかったというふうに思っております。

（「答弁もれ。期間」と呼ぶ者あり）

○副市長（森川嘉久君）すいません。失礼しました。

期間については、当分の間ということにしておりますが、今後お示しいたします財政健全化計画につきましては、一応5年間をめどということにしておりますので、それに合わす形になろうかと思っておりますが、これは今後の財政状況も見ながら、今、附則をご提案させていただいておりますので、その時点、毎年毎年検討をしながら、附則の改正ができるだけ早くできることを願うわけでございますけれども、これは、職員の給与削減もございまして、健全化計画の進行を見ながら考えさせていただきたいと思っております。

○議長（中本正人君）企画部長。

○企画部長（北山茂樹君）県下他市の市長の給与でございますけれども、一番高いのが和歌山市103万円でございます。それから、次いで高いのが海南市89万円、それから、次が田辺市の83万円、それから、有田市の81万円、紀の川市の80万5,100円、で、本市の80万1,000円、その後が御坊市の78万円、それから岩出市の75万円、一番安いのが新宮市の70万円でございます。

今回、10%削減ということになりますと、1割が減るわけでございますので、72万900円になりまして、下から2番目、新宮市が70万円です。その上に位置するということになろうかと思っております。

○議長（中本正人君）12番 堀内君。

○12番（堀内和久君）ありがとうございます。

あまり問うべきことではなかったのかもし

れないんですけど、やはり議事録に自分が言うたこと、残していただきたいということで、ちょっと時間もりました。

気持ちはわかりますけど、何というのかな、反対しておるわけではないんです。でも、気持ちの中では反対なんです。頑張っておる、選挙で選ばれた市長、副市長と教育長、要は汗かいていただいております。財政健全化ということで、職員の分を削らざるを得ない決断をした中で、私らも身削ろうやないかという気持ちはすごく評価するんですけど、やはり形としては、僕個人の意見で申しわけないんですけど、そこはなかなか、僕もまだ謎というかわからない中で、頑張っておる者が切られるというのは、当然、職員の中にも頑張っておるけど削られやなあかんのやと、こういう現象が起こらないためにも、財政健全化というのが大事なんかなと。日々完結というのが大事なんかなと。その言葉だけ、残させていただいて、市長のお気持ちというのはよくわかりましたんで。結構でございます。

○議長（中本正人君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第35号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第35号 橋本市特別職給与条例等の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（中本正人君）以上で本日の日程は終わりました。

お諮りいたします。

明12月11日から12月17日までの7日間は委員会審査等のため休会とし、12月18日午前9時30分から会議を開くことにいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後4時12分 散会）